

農地法第3条許可申請 必要書類一覧 (全て正副2部提出)

番号	必要書類	備考
1	◎ 農地法第3条の規程による 許可申請書	申請書及び必要添付書類一式 添付資料1…全員 添付資料2…貸借の場合 添付書類3…特殊事由 別紙…農地所有適格法人の場合
2	◎ その土地の登記事項証明書	法務局で発行された全部事項証明書 (<u>申請前3か月以内に発行されたもの</u>) 副本はコピー可
3	◎ 地番表示図 (公図)	法務局または市役所税務課で 発行されたもの 副本はコピー可
4	◎ 位置図・案内図	地理不案内の者でも申請地に行ける 程度のもの 住宅地図・地図アプリ等
5	◎ 営農計画書	通作案内図、経営農地の位置 を示す図面を添付
6	○ 誓約書	譲受人が新規就農者又は後期高齢者の場合 その他農業委員会が必要と認める場合
7	○ 委任状	申請者に代わって行政書士等が 申請を行う場合
8	○ 農家基本台帳の写し	譲受人が新城市外の農地を 所有又は営農している場合
9	○ 住民票の写し・戸籍の附票等、 登記事項証明書の住所と現住所の 繋がりが分かるもの	譲渡人の現住所が 登記事項証明書の住所と異なる場合 (<u>申請前3か月以内に発行されたもの</u>)
◎…必須書類 ○…必要な場合のみ提出いただく書類		
その他の添付書類は裏面をご覧ください。(法人・機構・競売等の場合)		

法人・機構・競売等の際必要となる書類	
定款または寄付行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合</u>
組合員名簿または株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農地所有 適格法人で、法人形態が農業組合法人ま たは株式会社の場合</u>
農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に 関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明 する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員 の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農地所有 適格法人で、「農業法人に対する投資の円 滑化に関する特別措置法」第5条に規定 する承認会社を構成員とする場合</u>
構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係 者以外で農地所有適格法人の構成員となることが認められる 者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購 入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が <u>農地所有 適格法人で、農業関係以外のものを構成 員とする場合</u>
農地法施行令第1条第1号から第4号ま でに掲げる者（農地所有適格法人の農業経営 の改善に特に寄与する者）であることを証明 する書面（農林水産大臣の認定通知の写しな ど。）	上記の構成員に、 <u>農地所有適格法人の農業 経営の改善に特に寄与する者がいる場 合</u>
議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権 の数の合計が占めることを証明する書面または議決権の総数の 過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明す る書面	権利を取得しようとする者が <u>乳牛又は 肉用牛の飼養の合理化のための事業を 行う一般社団法人の場合</u>
基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額 が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が <u>乳牛又は 肉用牛の飼養の合理化のための事業を 行う一般社団法人の場合</u>
農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定 についての契約書の写し	<u>農地法第3条第3項の規定（解除条件付 きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満 たせば、農地所有適格法人以外の法人の 権利取得を認めない要件等が適用され ない規定）の適用を受けて許可を受けよ うとする場合</u>
景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたこ とを証明する書面	権利を取得しようとする者が <u>景観法第 92条第1項に規定する景観整備機構 である場合</u>
申請に係る権利の設定または移転が、競売等の単独行為であるこ とを証明する書面または判決が確定していること等を証明する 書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	権利を設定する当事者が <u>連署しないで 許可申請を行う場合（競売等）</u>